

[様式 9 - 1]

## 福祉サービス等第三者評価結果

## 総合評価

受診施設名	京田辺市立草内保育所	施設種別	保育所 (旧体系： )
評価機関名	一般社団法人 京都府保育協会		

平成 31 年 1 月 22 日

総 評	<p>京田辺市立草内保育所は昭和27年、役場支所の跡地に農繁期の季節保育所として開設。昭和31年、地域の要請に応え、町長が所長を兼任する町立保育所として設置・運営を開始しました。近年の宅地開発に伴い、現在では、住宅に囲まれた保育ニーズの高い地域に位置しています。</p> <p>保育理念は京田辺市立保育所共通の「一人一人の子どもの最善の利益を考慮し、家庭や地域との連携を図り、共に育ち合うためのふさわしい生活の場を目指す」を掲げています。小学校との接続では、京田辺市就学相談委員会として近隣の小学校などと一緒に定期的に情報交換などを行い、接続カリキュラムの充実を図ると共に、職員の人材育成として市主催の人権教育研究会や食育研究会等テーマ別の研究会に参画しています。</p> <p>また毎月、地域の未就園児親子を対象とした「ふれあい保育」を実施し、エプロンシアターや親子リズム遊び等の機会を提供しています。</p> <p>今後は、市として取り組まれている事業に加え、市が掲げる保育理念と保育実践との整合性を高めるために、諸課題についての改善が望まれます。まずは子どもの実態や地域性等を反映した保育の全体的な計画や長期指導計画を丁寧に策定しましょう。さらに計画に基づいて、定期的な見直しを行い、管理者のリーダーシップの下、すべての職員がチームの一員として課題を共通認識し、改善に努めましょう。</p> <p>一人一人の職員が保育所保育指針の示している「子どもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う」保育目標に資する適切な保育が行えるよう保育の方法や保育環境の改善に努めてください。</p>
特に良かった点(※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人材育成について、新採職員の研修及び OJT マニュアルや育成計画があります。受け入れ手順や階層別指導者の役割、指導の心得 10 か条があり、チェック項目によって確認しています。</li> <li>● 京田辺市として保幼小接続カリキュラムに取り組んでおり、小学校に年長児が給食を食べに行く機会や体験入学推進事業があり、小学校との交流に積極的に取り組んでいます。</li> <li>● 「ふれあい保育」と称し、地域の未就園児親子に来てもらい、年 12 回、エプロンシアター、水遊び、親子リズム遊びなどを開催しています。</li> </ul>
特に改善が望まれる点(※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 園児への適切な関わりや処遇について、保育の方法や保育環境の改善が望まれます。施設の運営管理や保育の標準的な実施方法を整備し、課題を明確化すると共に、すべての職員がその改善に向けて適切な保育実践を行う体制と取り組みについての具体策を講じてください。</li> <li>● 京田辺市立保育所共通の保育課程については、保育所保育指針に示されている「全体的な計画」と名称を変更し、子どもの特性や地域性なども加味して再編成すると良いでしょう。年間指導計画についても市共通のものに加え、事業所ごとに保育の質の PDCA サイクルがより明確に行えるよう独自の計画を立案されると良いでしょう。</li> <li>● 乳児や低年齢児の食事方法については、子どもが自ら食べたいという思いや機会を保障すると共により適切な対応に努めましょう。また、アレルギー児への誤食予防として保育現場と給食担当との連携についても、より確実な方法を構築しましょう。</li> </ul>

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」自由記述欄に記載しています。

# 京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

## 【保育所版】 評価結果対比シート

(注)判断基準「a b c」について

【平成28年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との対比はできませんのでご留意下さい】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改定されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取り組み水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受診で(a)を得られなくなる可能性もあります。

受診施設名	京田辺市立草内保育所
施設種別	保育所
評価機関名	一般社団法人 京都府保育協会
訪問調査日	平成31年 1月22日

保育所評価基準 対比シート (H29年4月～)

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	項番	評価細目	評価結果	
					自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	B	B
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	B	B
		3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	B	B
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	非該当	非該当
		5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	非該当	非該当
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	非該当	非該当
		7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	非該当	非該当
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	B	B
		9	②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	B	B

[自由記述欄]

・保育理念、保育方針、保育の目標は明文化されており、重要事項説明書や要覧に明記しています。今後は、職員や保護者への周知を継続的に取り込まれるとより良いでしょう。

・京田辺市の該当部署との連携により地域ニーズの把握に努めています。今後は、保育所周辺地域の各種福祉計画の策定動向や日々の保育内容に応じて保育所独自の経営課題に対する迅速な対応が出来るよう制度を整備されるとより良いでしょう。中・長期的な計画は市予算との関係から個別での策定は難しく非該当とします。

・京田辺市職員向けの年2回の自己評価を実施しており、所長と職員の個別面談を行っています。今後は、第三者評価受診をきっかけとして、評価結果に基づく改善の取り組みを計画的に行うとより良いでしょう。

II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	B	B
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	B	C
	II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	B	B
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	B	B
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	B	B
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	B	B
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	B	B
		II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	B
	18		② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	B	B
	19		③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	B	B
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	B	B	
II-3 運営の透明性の確保	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	B	B
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	B	B
II-4 地域との交流、地域貢献	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	B	B
		24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	B	B
	II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	B	B
	II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	B	B
		27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	C	B

[自由記述欄]

・施設長は、保育所の保育が方針に沿ったものとなるよう取り組んでいます。今後は、施設長の役割と責任を職務分掌等に明示されるとより良いでしょう。遵守すべき法令等について、常に職員が把握し理解できるよう具体的な取り組みを行うと良いでしょう。

・月1回の全体職員会議や職場研修、毎日の朝礼などを開催し、職員間の連携や保育の質が向上するよう努めています。今後は、それらで出た課題に対し、改善のための具体的な取組を明確にし指導されるとより良いでしょう。

・人材育成について、新採職員の研修及びOJTマニュアルや育成計画あります。受け入れ手順や階層別指導者の役割、指導の心得10か条があり、チェック項目によって確認しています。今後は、人材に対する基本的な考え方や「期待する職員像」などを確立すると共に、京田辺市立保育所でのキャリアパスを構築し職員に示すような仕組みづくりに取り組まれるとより良いでしょう。

・公立施設として難しい部分もありますが、運営上必要な取引や経理に関して、迅速な経営・運営を図るためのルールを整備されるとより良いでしょう。

・京田辺市として保幼小接続カリキュラムに取り組んでおり、小学校に年長児が給食を食べに行く機会や体験入学推進事業があり、小学校との交流に積極的に取り組んでいます。また、「ふれあい保育」と称し、地域の未就園児親子に来てもらい、年12回、エプロンシアター、水遊び、親子リズム遊びなどを開催しています。今後は、地域との関わり方について基本的な考え方を文書化し、職員間で共通の思いのもとで取り組めるよう整備されるとより良いでしょう。

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果		
				自己評価	第三者評価	
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	B	B	
		29	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	B	B	
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	B	B	
		31	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	B	B	
		32	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	B	B	
	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	33	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	B	C	
		34	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	B	B	
		35	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	B	B	
	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	B	B	
		37	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	A	B	
		38	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	B	B	
		39	④ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	B	B	
	Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	B	C
			41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	C	C
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	B	B	
		43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	B	B	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	B	B	
		45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	B	B	

#### [自由記述欄]

・子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」などを策定し、職員が理解し実践するための取組を行うとより良いでしょう。子どものプライバシー保護や虐待防止に関するマニュアルについては、正規職員以外にも周知されるとより良いでしょう。入所希望者に対する見学は随時受け付けており、対応しています。今後は、保育所の概要などが簡単に分かるリーフレット等を作成し、案内時に配布するなど工夫されるとより良いでしょう。保育所等の変更にあたっては転園先に保育要録の送付を行っています。今後は、その内容について手順と引継ぎ文書を定めるとより良いでしょう。

・苦情解決の仕組みについて、第三者委員が設置されていません。また、苦情内容の記録がありませんでした。大きな苦情でなくても、要望や園にとって残しておくべき内容については記録し、適切な解決に繋がられるよう取組まれるとより良いでしょう。全園児に連絡ノートがあり、毎日記入し、日々の保護者との情報交換や要望・苦情などの意見のやりとりがしやすい環境を整備しています。

・定期的に遊具や保育室の環境を点検しチェックを行って下さい。ヒヤリハット報告書は各クラスで随時記録し、集計したものを振り返ると共に事故報告書も作成し、保育所全体で情報を共有しています。今後は、リスクマネジメントに関する委員会を設置し体制を整備されるとより良いでしょう。

・保育計画とは別に、保育の基本となる部分を共通化する標準的な実施方法を口頭指導だけでなく文書化されると良いでしょう。

・指導計画は年間、月間、週日案と理念に沿った内容で作成され、それらの評価・見直しは毎月実施すると共に記録され、次の計画に内容を反映させています。今後は、子どもと保護者等の具体的なニーズが、個別の指導計画によって明示されると良いでしょう。

A-1 保育内容

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果		
				自己評価	第三者評価	
A-1 保育内容	A-1-(1) 保育課程の編成	46	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	B	B	
		A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	47	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	B	B
			48	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	B	B
			49	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	A	B
			50	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	B	B
			51	⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A	B
			52	⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A	B
			53	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A	B
			54	⑧ 障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	B	B
			55	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	B	B
	56	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	B	B		
	A-1-(3) 健康管理	57	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	A	B	
		58	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	A	A	
		59	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	B	B	
	A-1-(4) 食事	60	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	A	B	
61		② 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	A	B		

**【自由記述欄】**

・京田辺市立保育所共通の保育課程があります。今後は、保育所保育指針第1章3の(1)に示されている「全体的な計画」と名称を変更し、指針で明記された内容に準じ、また施設ごとに子どもの特性や地域性なども加味して編成すると良いでしょう。年間指導計画についても市で共通のものを利用されていましたが、各施設ごとの特徴や特性を反映した内容とされるとより良いでしょう。

・乳児の各部屋には、ホットカーペットやコーナー保育スペースがあり、職員による手作りの玩具やフックなどの安全カバー、ブロックなどがあります。今後は、掃除チェックリストを作成するなど定期的に清掃管理ができるよう工夫されると良いでしょう。

・0歳児より毎朝9時から園庭で体操を行い、その後、月水金は園内マラソン、火木はサーキットトレーニングを実施しています。その内容は指導計画にも明記されています。幼児の朝の受入れ時間帯は、年少年中児は絵本やブロック遊び、マフラーなどの編み物づくりなどの遊びが出来るよう配慮しています。また、年長児になると、それらと共にけん玉やオセロ、カード遊びやマット運動など思い思いの遊びに没頭できるよう取り組んでいます。今後は、集団保育の中で難しい部分もありますが、常に子どもの気持ちにそって適切に対応するなど、子どもの気持ちをゆったりと受け入れる配慮があるとより良いでしょう。

・食育計画を作成し、評価反省もしっかりと記入しています。所内でプランターなどを利用して野菜を育てるなど栽培活動を行っており、収穫したものを年齢に応じて調理体験で使用しています。また、数ヶ月に一回、食育絵本の紹介を掲示するなど保護者にも食育に興味を持ってもらえるよう努めています。今後は、食物アレルギー児に対するマニュアルが少し古いものに準拠してましたので、新しいものへ移行すると共に、それに準じた対応を実施すると良いでしょう。

A-2 子育て支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	62	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	B	B
	A-2-(2) 保護者等の支援	63	① 保護者等が安心して子育てができるよう支援を行っている。	B	B
		64	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	B	B
	A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	65	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	B	B

[自由記述欄]

・日々の保護者対応の他に、全園児の保護者との連絡ノートで情報交換・連絡を取っています。また、保護者会総会と同時に実施する保育参観を年2回、家庭訪問は新入园児は全家庭、在园児は希望者に年1回、その他に参観1回、年1回の希望者による(年長児は必須)個人懇談を実施し、保護者と園の保育内容について共通理解が得られるよう取り組んでいます。今後は、それらの記録を職員個人で残すのではなく、施設として統一された書式に記録し、次からの保育に活かせるよう工夫されるとより良いでしょう。

・虐待等の疑いのある子どもへの対応や予防に関するマニュアルを整備し、担任と共に家庭支援推進保育士が対応し、市の関係機関と連携し支援を行っています。今後は、来往マニュアルに沿った研修を会議等で持たれるとより良いでしょう。

・保育内容を振り返れるよう職員ごとに自己評価シートなどを作成し、自己評価と管理者によるアドバイス等を交え、職員の保育実践の質が向上するよう工夫されるとより良いでしょう。